

令和6年度砺波市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針及び  
令和5年度調達実績の公表

1 趣旨

この基本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、砺波市が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものです。

2 方針の適用範囲

この方針は、砺波市のすべての機関が物品等を調達する場合に適用します。

3 令和5年度物品等の調達実績

区 分	内 容	令和5年度 目標額	令和5年度 調達実績額
物 品	記念品、日用雑貨、木製品、菓子など	100千円	216,270円
役 務	文書の封入、宛名シール貼り、ガーゼ折り、縫製など	1,500千円	1,272,304円
合 計		1,600千円	1,488,574円

4 令和6年度物品等の調達目標

障害者就労施設等からの物品等の調達目標額については、物品及び役務の合計で前年度実績額の10%以上、上回るものとします。

区 分	内 容	令和5年度目標額
物 品	記念品、日用雑貨、木製品、菓子など	150千円
役 務	文書の封入、宛名シール貼り、ガーゼ折り、縫製など	1,500千円
合 計		1,650千円

5 調達の推進方法

障害者就労施設等への発注に関して、障害者就労施設等が提供することができる物品等を確認のうえ、各部署へ情報提供し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとします。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達推進方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表します。
- (2) 年度終了後に調達した物品等の実績を集計し、市ホームページ等により、速やかに公表します。

7 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉市民部社会福祉課とします。